

平成29年度補正予算事業

石油製品安定供給確保支援事業  
申請手引書

燃料配送合理化促進支援補助事業  
【燃料配送用貯蔵タンク用】

一般社団法人 全国石油協会

平成30年3月

## 1. 事業目的及び概要

本事業は、災害時に地域の燃料供給拠点としての役割を果たす中小SSが、生産性向上を図るために取り組む燃料配送合理化に要する経費に対し、当該経費の一部を助成事業です。

補助金受給者は、次の内容を実施する義務が生じます。（補助金交付申請時に、下記内容についての誓約書を提出）

### 【災害時】

- 設備の損傷や従業員の負傷等により燃料の配送継続が困難となった場合を除き、地域住民や被災者等への燃料配送を継続すること。
- 電源車への燃料供給や避難所への燃料配送など国や自治体等の要請に応じた災害対応への協力を行うこと。
- 資源エネルギー庁に対し、「災害時情報収集システム」により、速やかに被害状況等の報告を行うこと。

### 【平時】

- 資源エネルギー庁が実施する「災害時情報収集システム」の報告訓練へ参加すること

## 【平成 28 年度補正予算事業からの変更点】

### 1. 「燃料配送合理化指標の策定・達成」を設定

本事業は、燃料配送用貯蔵タンクを導入することで見込める生産性向上により、次の【燃料配送合理化指標】の中から達成可能な指標を選択し、設定した目標を達成することが求められます。

#### 【燃料配送合理化指標の種類と目標値】

指標	目標値		
	3年計画の場合	4年計画の場合	5年計画の場合
A. 労働生産性	目標伸び率が 1%以上	目標伸び率が 1.5%以上	目標伸び率が 2%以上
B. 売上高経常利益 率	目標伸び率が 3%以上	目標伸び率が 4%以上	目標伸び率が 5%以上
C. 付加価値額及び 配送コスト削減	目標伸び率が 1%以上	目標伸び率が 1.5%以上	目標伸び率が 2%以上
	削減されていること		

※ 【燃料配送合理化指標】の策定・目標達成においてA. B. Cのいずれか1つを選択し、計画期間に応じた目標値を設定すること。

※ C. を選択した場合は、「付加価値額」と「配送コスト削減」の両方の目標を達成すること。

※設定した計画期間中、指標の進捗について本会に報告すること。

※達成されていないと思われる場合、改善計画の提出や原因を分析し必要な指導を行うことがあります。（6ページ、「燃料配送合理化指標の種類及び目標値計算方法について」を参照してください）

### 2. 揮発油販売業者の要件を追加

- 1) 中核SSを運営していること
- 2) 住民拠点SSを運営していること

### 3. 災害発生時の義務

- 1) 貯蔵所等（設置場所）の立地する都道府県内で震度5強以上の地震（当該設

置場所の立地地域の震度が5弱以下でも対象となる)、津波、噴火、台風、洪水等の災害が発生した場合又は資源エネルギー庁から要請を受けた場合は、「災害時情報収集システム」により、速やかに被害状況等の報告を行うこと。

また、貯蔵所設備の損傷、従業員の負傷等により事業継続が困難となった場合を除き、地域住民や被災者等に可能な限り給油を継続すること。

- 2) 電源車への燃料供給や避難所への燃料配送など国や自治体等の要請に応じた災害対応への協力を行うこと。
- 3) 「災害時情報収集システム」により、被災状況の迅速な報告を行うこと。
- 4) 所有する貯蔵タンクの情報(所在地、タンク容量、油種等)について登録し、災害対応に係る関係者間で共有することを了解すること等について誓約すること。
- 5) 資源エネルギー庁の実施する「災害時情報収集システム」の報告訓練へ協力すること。
- 6) 資源エネルギー庁が貯蔵施設として基礎情報(運営会社、給油所名、電話番号、住所等)を平時から公表することに同意すること。

4. 補助率：1／2以下

5. 対象地域：全国

6. 対象油種：灯油又は軽油（重油は対象外）

7. 平成29年度の予算執行から、経済産業省の全ての補助金について、間接補助金等の情報を法人インフォメーション※に原則掲載することとなります。  
当事業に係る補助金の交付決定等に関する情報等(交付決定日(採択日)、交付決定先(採択先)、法人番号、交付決定額等)についても、法人インフォメーションに掲載されることとなりますのでご承知置きください。

(※) 法人インフォメーションとは、法人番号の開始に伴い、政府のIT戦略である「世界最先端IT国家創造宣言」(閣議決定)に基づき運用している情報提供サイトであり、法人が政府より受けた補助金や表彰、許認可等の法人活動情報を掲載しています。<http://hojin-info.go.jp/hojin/TopPage>

- 1) 予算額：29.2億円（生産性向上促進支援補助事業、燃料配送合理化促進支援補助事業の内数）
- 2) 補助率：1／2以下
- 3) 補助金上限額：2,000万円  
注：別途燃料配送用タンクローリーの補助を申請する場合も、燃料配送用貯蔵用タンクと燃料配送用タンクローリーの合計で、1社（者）あたり上限額は、2,000万円。
- 4) 受付期間：第1回：平成30年3月19日～平成30年5月2日  
第2回以降：未定  
※・受付期間終了後、予算の範囲内で順次交付決定を行います。  
・予算を超える申請があった場合（生産性向上促進支援補助事業・燃料配送合理化促進支援補助事業の合計）、その受付期間中の全申請者を対象に予算の範囲で、補助率を1／2以下に按分して交付決定します。

### 【注意事項】

- 5) 1事業者1回のみ申請となります（共同グループの構成員についても、当該事業の他の申請事案に関して、単独での申請又は共同グループ構成員として申請することは出来ません）。なお、当該事業（燃料配送用貯蔵タンク）と、燃料配送用タンクローリーとの同時申請は可能です。
- 6) 燃料配送用貯蔵タンク設置後、共同グループ構成員各自による配送地域への燃料配送実績を確認したうえで補助金を交付します（燃料配送用貯蔵タンクを設置していても、提携先等の各社の配送実績がない場合は、補助金交付の対象外となります。）  
※自社1社だけで燃料配送するための貯蔵タンクは、補助金交付の対象外です。
- 7) 補助金受給後、財産処分制限期間中（設置後15年間）は17ページ記載の「財産管理」を行う必要があります。
- 8) 予算を超える申請があった場合、補助率を1／2以下に減率することとなるため、補助金の額が上限額（2,000万円）とならないことがあります。
- 9) 発注先との契約・発注は、本会から送付する「交付決定通知書」の日付以降で交わしてください。事前に契約・発注した場合は、補助金交付の対象外となります。
- 10) 実績報告書の提出期限は、**平成31年2月8日（本会着）**です。工事の遅延等により実績報告書の提出が期限内に間に合わなかった場合も補助金交付の対象外となりますので、注意して下さい。

- 11) 補助事業にかかる経理について、次の通りしておく必要があります。
- ・補助金以外の経理と明確に区別し、その収支の状況を会計帳簿によって明らかにしておくこと。
  - ・当該会計帳簿及び収支に関する証拠書類（補助金申請手続きに係る全ての書類含む）について、補助事業完了の日の属する会計年度（4月1日～3月31日）の終了後5年間保存しておくこと。
  - ・当該証拠書類について、本会や国から要求があった時は、いつでも提供・閲覧できるようにしておくこと。
- 12) 本補助金は、国からの補助金を原資として、本会を通じて補助対象者に交付されるものであり、法人税法第42条に規定する国庫補助金等に該当します。
- したがって、本補助金を補助金の交付の目的に適合した固定資産の取得に充てた場合には、本補助金のうち固定資産の取得に充てられた部分の金額について法人税法第42条の規定を適用することができます。
- ※当該補助金のうち、撤去費等、固定資産の取得以外に充てられた部分の金額については、法人税法第42条の規定を適用することはできません。

## ○ 法人税法（抄）

（国庫補助金等で取得した固定資産等の圧縮額の損金算入）

第四十二条 内国法人（清算中のものを除く。以下この条において同じ。）が、各事業年度において固定資産の取得又は改良に充てるための国又は地方公共団体の補助金又は給付金その他政令で定めるこれらに準ずるもの（第四十四条までにおいて「国庫補助金等」という。）の交付を受け、当該事業年度においてその国庫補助金等をもってその交付の目的に適合した固定資産の取得又は改良をした場合（その国庫補助金等の返還を要しないことが当該事業年度終了の時までに確定した場合に限る。）において、その固定資産につき、その取得又は改良に充てた国庫補助金等の額に相当する金額（以下この項において「圧縮限度額」という。）の範囲内でその帳簿価額を損金経理により減額し、又はその圧縮限度額以下の金額を当該事業年度の確定した決算において積立金として積み立てる方法（政令で定める方法を含む。）により経理したときは、その減額し又は経理した金額に相当する金額は、当該事業年度の所得の金額の計算上、損金の額に算入する。

2～8 （省略）

- 13) 発注先が申請者自身である場合（自社調達を行う場合）は、下記に基づき国の補助事業事務処理マニュアルに基づく「利益等排除」を行います。

### 【補助事業における自社調達を行う場合の利益等排除の考え方】

補助事業において、補助対象経費の中に補助事業者の自社製品の調達等に係る経費がある場合、補助対象経費の実績額の中に補助事業者自身の利益が含まれることは、補助金交付の目的上ふさわしくないと考えられます。このため、補助事業者自身から調達等を行う場合は、原価（当該調達品の製造原価など※）をもって補助対象経費に計上します。

※ 補助事業者の業種等により製造原価を算出することが困難である場合は、他の合理的な説明をもって原価として認める場合があります。

14) 「燃料配送合理化指標の策定・達成」を設定

本事業は、燃料配送用貯蔵タンクを導入することで見込める生産性向上により、次の【燃料配送合理化指標】の中から達成可能な指標を選択し、設定した目標を達成することが求められます。

【燃料配送合理化指標の種類と目標値】

指標	目標値		
	3年計画の場合	4年計画の場合	5年計画の場合
A. 労働生産性	目標伸び率が1%以上	目標伸び率が1.5%以上	目標伸び率が2%以上
B. 売上高経常利益率	目標伸び率が3%以上	目標伸び率が4%以上	目標伸び率が5%以上
C. 付加価値額及び 配送コスト削減	目標伸び率が1%以上	目標伸び率が1.5%以上	目標伸び率が2%以上
	削減されていること		

※【燃料配送合理化指標】の策定・目標達成においてA. B. Cのいずれか1つを選択し、計画期間に応じた目標値を設定すること。

※C. を選択した場合は、「付加価値額」と「配送コスト削減」の両方の目標を達成すること。

※設定した計画期間中、指標の進捗について本会に報告すること。

※達成されていないと思われる場合、改善計画の提出や原因を分析し必要な指導を行うことがあります。

※燃料配送合理化指標算出の基礎となる書類の添付は、補助金申請時には不要ですが、本会や国から要求があった時は、いつでも提供・閲覧できるようにしておく必要があります。

【燃料配送合理化指標の種類及び目標値計算方法について】

指標	計算方法	備考
A. 労働生産性	労働生産性 = (営業利益 + 人件費 + 減価償却費) ÷ 労働投入量	労働投入量とは、労働者数又は労働者数に1人あたり年間就業時間を乗じたもの
B. 売上高経常利益率	売上高経常利益率 = (営業利益 - 営業外費用) ÷ 売上高	経常利益の算出に当たっては、営業利益から、資金調達に係る営業外の費用(支払利息、新株発行費等)を控除したものであり、本業と関連性の低い営業外の収益(有価証券売却益、賃料収入等は含まない)
C. 付加価値額及び 配送コスト削減	付加価値額 = 営業利益 + 人件費 + 減価償却費	配送コスト削減額とは、燃料配送にかかる人件費や燃料代等の配送経費とする

## 2. 申請要件

### 1) 申請者資格

- ・ 中小企業者または個人、かつ揮発油販売業者であること（ただし、グループの構成員の過半数が中小企業、揮発油販売業者であれば、非中小企業（地方自治体を含む）も申請可能。）
- ・ 且つ、（平成30年2月14日以降で）申請時に3社（者）間（地方自治体による共同グループの場合は2社（者）以上）以上で、共同タンクをそれぞれが利用して、燃料配送する契約を結ぶ予定である旨を記載した誓約書を提出すること。

#### 【揮発油販売業者の要件】

次の①から④の何れかの「燃料配送合理化を行う給油所<sup>※</sup>」を運営していること又は2期連続黒字であること。

※「燃料配送合理化を行う給油所」とは、補助金を受給して設置する燃料配送用貯蔵タンクから燃料供給される給油所であることや立地上あるいは従業員が共通であること等一体となって運営している給油所等、燃料配送合理化に関連する給油所であることをいいます。

#### ①申請時において、中核SSを運営していること

… 「石油の備蓄の確保等に関する法律第27条第1項第5号」に基づき、経済産業大臣に「中核給油所」の届出を行っている給油所。

#### ②申請時において、住民拠点SSを運営していること

… 申請時において、国から「住民拠点SS指定書」が交付されている給油所、又は石油協会から「住民拠点SS補助事業の補助金額確定通知書」が交付されている給油所。

※「住民拠点SS」は、申請時において住民拠点SSである給油所に限ります。（これから住民拠点SSとなる予定の給油所は対象となりません。）

#### ③事業承継を行う給油所を運営していること

… 次のいずれかに該当する「事業承継」を平成30年2月14日以降から実績報告書提出までに行い、営業継続する給油所。

イ. 品質確保法に基づく「承継」（個人事業者の場合の相続、法人の場合の吸収合併等）を行い、営業継続する給油所。

（例） 相続 … A店主が子Bへ事業相続する場合（運営する給油所全てが対象）

（例） 合併 … 揮発油販売業者が合併する場合（運営する給油所全てが対象）

（例） 代表者変更 … 法人内で代表者変更する場合

ロ. 他の揮発油販売業者が運営する給油所を譲り受けるため、品質確保法に基づく「承継」または「変更登録」を行い、営業継続する給油所。

（例） 承継 … Aが運営する全ての給油所をBに譲渡する場合（Bが対象者、Aから譲り受



けた給油所全てが対象)

(例) 変更登録 … Aが運営する一部の給油所をBに譲渡する場合 (Bが対象者、Aから譲り受けた給油所全てが対象)

④運営する給油所のうち、「申請日から過去5年以上継続して運営している給油所に対し、申請日から過去5年以内に下記の設備について100万円以上 (消費税抜き) の設備投資を行っていること。」(申請時において既に設備投資が行われていること。)

・100万円以上 (消費税抜き) の設備投資は、以下の通り。(修理・改良・部品購入・交換費用は設備投資に含みません。)

イ. 地下タンク (配管含む)

ロ. 計量機 (POS含む) ※POSは、ソフト、ハード、周辺機器の全てを対象とします。

ハ. ペーパー回収設備

ニ. タンクローリー (荷卸しシステム含む)

※イ. については、FRPライニング、精密油面計、電気防食の改修工事は対象とします。

※ハ. については、石油製品荷卸し設備 (ステージI) 及び計量機 (ステージII) とともに対象とします。

※ニ. については、積載型タイプの場合は、車両と積載タンクの両方の設備投資であることが必要です。

・上記イ. ~ニ. については、リース導入で行っている場合も対象とします。(リース契約額が100万円以上 (消費税抜き) であること。)

・上記イ. ~ニ. については、補助金を受給している設備の場合も対象とします。(総額が100万円以上 (消費税抜き) であること。)

⑤「石油製品安定供給確保支援補助事業 補助金交付申請書 財務状況の判定表 (細則様式第7)」に基づき算出した営業利益が、申請日から過去直近2期の決算において連続黒字であること

営業利益・・・本事業においては、次のいずれかの営業利益のこと

・申請者の会社全体の営業利益 (決算書類等の提出が必要)

・燃料配送業務にかかる営業利益 (決算書等で確認できる場合に限る)

【燃料配送業務にかかる営業利益要件で申請する場合の注意事項】

・燃料配送業務にかかる売上高、売上原価、販管費が確認できる伝票、集計表等の提出が必要です。

・上記書類の提出が出来ない場合等で燃料配送業務にかかる営業黒字が明確に確認出来ない場合は採択できませんのでご注意ください。

## 2) 共同グループの構成員に関する要件

・3社 (者) 以上で構成していること (地方自治体による共同グループの場合は2社 (者) 以上)

・過半数が中小企業者等であること

・過半数が揮発油販売業者 (揮発油等の品質の確保等に関する法律に基づく登録事業者) であること

- ・ 設置する燃料配送用貯蔵タンクの帰属を明確にできること
- ・ 申請時に「業務提携契約書」等を提出できること。具体的には、平成30年2月14日以降に締結した燃料配送用貯蔵タンクの共同利用業務にかかる提携事業者（自社含め3社（者）以上）との契約書等が提出できること（申請日において契約を締結していない場合は、自社を含め3社（者）以上で共同利用することを誓約し、実績報告時に契約書等写し及び配送実績を提出できること（実績報告時に契約書等写し及び配送実績を提出できない場合は、補助金交付対象外）（地方自治体による共同グループの場合は2社（者）以上）。
- ・ 構成員のうち、揮発油販売業者は、上記「揮発油販売業者の要件」を満たすこと
- ・ 構成員のうち、揮発油販売業者ではない者は、申請日から過去5年以内に定款等に定める事業に係る50万円以上（消費税抜き）の設備について合計100万円以上（消費税抜き）の投資を行っていること（地方自治体を除く）

※災害時に燃料配送を行う上記の社（者）を含む

※「燃料配送」は、災害時に一般消費者や最終需要家だけでなく、他の燃料店等への配送を含みます。

※中小企業者等とは中小企業基本法第2条第1項に定める中小企業者又は個人をいいます。

【中小企業者】

- ・ 小売業の場合：資本金の額又は出資の総額が5,000万円以下の会社、又は常時使用する従業員の数が50人以下の会社
- ・ 卸売業の場合：資本金の額又は出資の総額が1億円以下の会社、又は常時使用する従業員の数が100人以下の会社

卸売業・・・副特約店等の他の揮発油販売業者に石油製品の卸売りを行うこと

※申請者資格は申請時点の要件だけでなく、次の通りの補助事業実施期間中においても満たしておく必要があります。

- ・ 「7ページ、「2.」1）」の「申請者資格」については補助金を受給するまでの間。
- ・ 交付申請書に添付する「誓約書（細則様式第2）」の内容については、補助金の交付を受けた年度末まで。

万一、補助事業実施期間中に申請資格要件及び共同グループの構成員に関する要件を満たさなくなった場合は、補助金交付前であれば、申請の取消しを行ってもらい、交付後であれば、補助金の取り消し及び返還が必要になる可能性がありますので、ご注意ください。

※補助事業実施期間中に、会社の合併、統合、名称変更、代表者変更等があるときは、必ず本会に対し報告して下さい。

## ●燃料配送用貯蔵タンクの「共同利用」について

本事業において、

- ・「共同利用」とは、3社(者)間以上（地方自治体による共同グループの場合は地方自治体を除く構成員1社(者)以上）で、燃料タンクをそれぞれが利用して、燃料を配送する契約を結ぶことをいいます。従って、自社1社だけで燃料配送するための燃料配送用貯蔵タンクは、補助金交付対象外（地方自治体による共同グループの場合を除く）。
- ・具体的には、平時においては3社(者)間以上の燃料配送事業者が申請書に記載する配送地域に対し燃料を配送し、災害時には国や自治体等の要請に基づき電源車や避難所等に燃料を配送する必要があります。
- ・また、補助金を受給した年度及び受給後4年間は、「燃料配送実績報告書」を用いて、「共同利用」の実績を報告する必要があります。

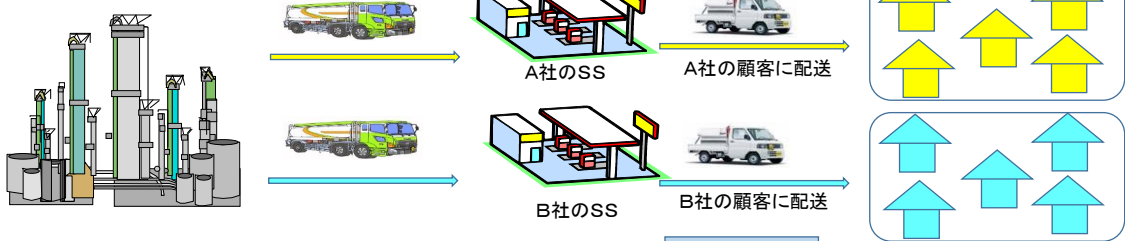
※共同利用提携先について

- ・補助金を受給して設置したタンクの共同利用に係る契約を解除した場合は、提携先との契約解除後、新たな先と速やかに契約し、3社以上の共同利用が維持できるようにして下さい。
- ・提携先が廃業等した場合、概ね6ヶ月以内に新たな先と契約し、3社以上の共同利用が維持できるようにして下さい。  
その際、提携先の廃業等から3ヶ月後に、現況を本会に報告することが条件となります。
- ・自社1社だけで燃料配送するための燃料配送用貯蔵タンクは、補助金交付対象外（地方自治体による共同グループの場合を除く）。

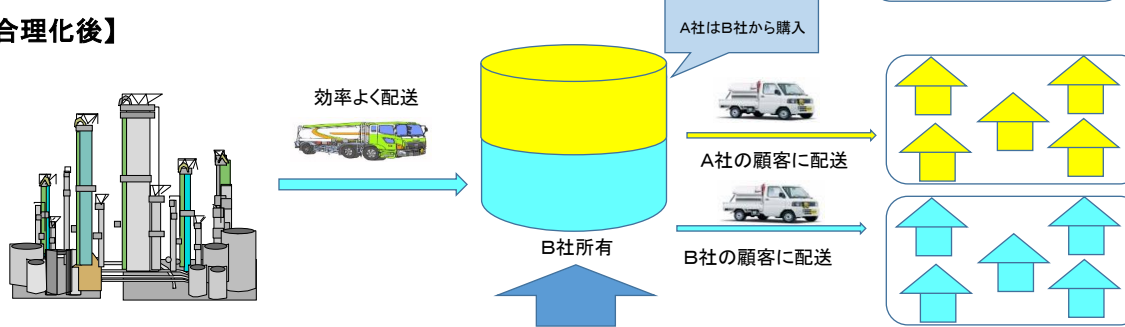
【支援イメージ①】

①共同仕入れのイメージ

【合理化前】



【合理化後】

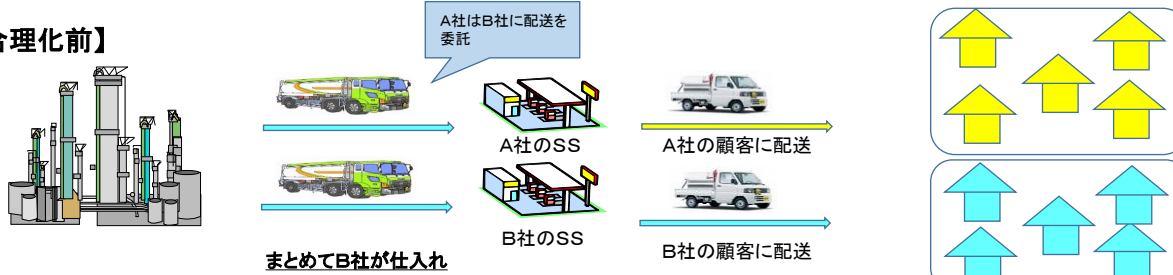


共同利用タンクの新設・入換・補修

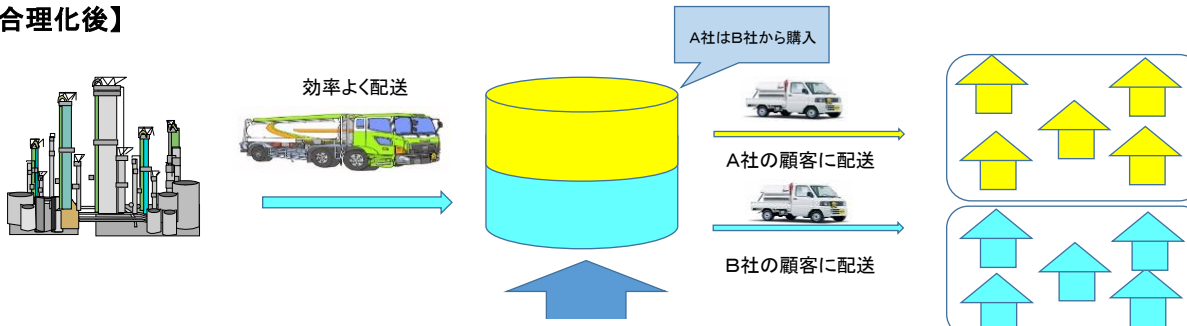
【支援イメージ②】

②従前より共同仕入れしているグループが、共同利用タンクを設置する場合

【合理化前】



【合理化後】



共同利用タンクを新設

※上記は支援イメージであり、補助要件等を示しているものではありません。

4) 補助の対象となる費用：燃料配送用貯蔵タンクの設置（補修を含む）にかかる費用のうち、補助金交付の対象となる費用は、次の費用です。

- |            |             |            |
|------------|-------------|------------|
| ①共通仮設費等    | ②土木工事・建築工事  | ③機器設備工事    |
| ④電気・計装工事   | ⑤給排水・衛生設備工事 | ⑥設計・申請手続き費 |
| ⑦既存施設解体工事費 | ⑧機器設備費      |            |

※中古の燃料配送用貯蔵タンクも補助の対象となります。

※地下タンク等、タンクの間仕切りにより灯油・軽油以外の油種を併せて設置する場合 消防署への届出割合の比率で補助金を算出します。（全貯蔵量に対する灯油・軽油貯蔵量の比率）

### 【見積書取得時の注意点】

見積書を取得する際、依頼先に対し、下記項目に沿って積算するよう指示して下さい。

該当する対象項目がない場合は、「その他費用」等で計上するようにして下さい。

#### 【参考見積項目】

対象項目	詳細項目
①共通仮設費等	共通仮設費、現場管理費、一般管理費
②土木工事・建築工事	土地造成工事、地盤改良工事、建屋建設工事、キャノピー棟工事、プラットフォーム（ステージ）工事、防火塀・防油堤工事、油水分離層工事、集水溝工事、注油口工事、舗装工事、車止め・ライン引き
③機器設備工事	地下・屋外タンク設置工事、油配管敷設工事、油面計（漏洩検知装置）設置工事、計量機設置工事、給油機器工事（架台工事含む）
④電気・計装工事	幹線設備工事、動力設備工事、制御盤工事、POS工事、照明設備工事、避雷針設備工事、アース設置工事
⑤給排水・衛生設備工事	給水設備工事、排水設備工事、衛生設備工事
⑥設計・申請手続き費	図面作成費、消防申請書類作成・手続き費、消防納付金、消防検査立会費、建築確認申請書類作成・手続き費、建築確認納付金
⑦既存施設解体工事費	解体費、廃材等処分費
⑧機器設備費	地下・屋外タンク、油配管、油面計（漏洩検知装置）、計量機、給油機器一式（ローディングアーム・ポンプ・メーター含む）、POS、制御盤、消火設備、危険物看板・表示板

### 3. 補助金受給後に生じる義務

#### 1) 財産管理について

補助金を受給した申請者は、設置した燃料配送用貯蔵タンクについて、処分制限期間中17ページ記載の財産管理を行わなければなりません。

#### 2) 実績報告及び改善計画の提出

イ) 3社(者)間以上の燃料配送事業者が、交付申請書に記載した配送地域に対し燃料を配送し、実績報告書の別紙「燃料配送合理化促進支援事業「共同利用・燃料配送」実績報告書(燃料配送用貯蔵タンク申請用)」を用いて、「共同利用」の実績を報告する必要があります。

ロ) また補助金受給年度を含む5年度間(平成30年度から平成34年度)、配送計画地域へ燃料を配送した各年度の全ての実績を「燃料配送合理化促進支援事業「共同利用・燃料配送」実績報告書(燃料配送用貯蔵タンク申請用)」に記入(押印)して本会に提出していただきます。

※上記内容の実績が確認できない場合、補助金の返還が必要となる場合がありますので、十分注意して下さい。

#### 3) 法令遵守義務(誓約書関係)

イ) 交付申請書に添付する「誓約書」(細則様式第2)の内容については、補助金の交付を受けた年度末まで、要件を満たす必要があります。

万一、要件を満たさなくなった場合は、補助金交付前であれば、申請の取消しを行ってもらい、交付後であれば、補助金の取り消し及び返還が必要になる可能性がありますので、ご注意下さい。

ロ) また、補助事業実施期間中に、会社の合併、統合、名称変更、代表者変更等があるときは、必ず本会に対し報告して下さい。

ハ) 補助事業者による事業内容の虚偽申請、補助金等の重複受給、その他補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(以下、「適正化法」という。)、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令、業務方法書及び交付決定の際に付した条件に関する違反が判明した場合、次の措置が講じられることになる。

- ・ 交付決定の取消、補助金等の返還及び加算金の納付。
- ・ 適正化法第29条から第32条までの規程による罰則。
- ・ 相当の期間補助金等の全部又は一部の交付決定の不実施。
- ・ 補助事業者等の名称及び不正の内容の公表。



## 4. 申請から補助金交付までの流れ

### 1) 交付申請（申請者 → 石油組合 → 石油協会）

〔交付申請に必要な書類〕各様式は本会ホームページからダウンロードして下さい

① 交付申請書（様式安定供給第1号）

**※法人番号の検索結果は申請書に必ず添付**

② 「誓約書」（細則様式第2号）

③ 「燃料配送合理化指標」（細則様式第3号）

④ 「取得財産等の管理・処分に関する誓約書」（細則様式第4号）

⑤ 申請者の「役員等名簿」（細則様式第5号）

⑥ 「燃料配送に係る誓約書」（細則様式第6号）

⑦ 申請資格要件に関する次の何れかの書類

【中核SS要件で申請する場合】

- ・「石油の備蓄の確保等に関する法律第27条第1項第5号」に基づき、経済産業大臣に提出している「中核給油所」の届出書写し（経済産業局等の受付印があるもの）※「中核給油所補助事業の補助金額確定通知書写し」の添付では不可

【住民拠点SS要件で申請する場合】

- ・「指定書写し」
- ・「補助金額確定通知書写し」（石油協会のものに限る）

【事業承継を行う給油所の要件で申請する者の場合】

- ・品質確保法の「変更登録申請書写し」又は「揮発油販売業承継届出書写し」（経済産業局等の受付印があるもの）

※申請書の提出後に事業承継する場合は、実績報告書の提出時に添付すること

【「過去5年以内に設備投資を行っていること」の要件で申請する場合】

次のいずれかの書類（共同配送する全社（者）分）

- ・「請求書写し」及び「金融機関振込依頼書写し（金融機関の受付印があるもの）」等の支払証票の書類
- ・「資産償却台帳写し」等
- ・補助金額確定通知書写し（石油協会又は全石連のものに限る）
- ・リース導入を行ったもので証明する場合は、「リース契約書写し」

【営業利益が2期連続で黒字であることの要件で申請する場合】

次の書類（共同配送する全社（者）分）

- ・「財務状況の判定表（細則様式第7号）」
- ・「財務状況の判定表」に記載の添付書類

⑧ 災害発生時の対応に関する誓約書（共同配送する全社（者）分）

⑨ 「誓約書」（暴力団排除に関する誓約事項）（別紙）

⑩ 「共同グループ」・「燃料配送用貯蔵タンク共同利用」提携先一覧（細則様式第9号）

⑪ 申請者を含む3社（者）（過半数を揮発油販売業者及び中小企業者等であること、（地方自治体による共同グループの場合は2社（者）以上）以上が、燃料配送用貯蔵タンクを利用して配送地域に燃料配送を行うことについて、申請日にお

いて既に業務提携契約している場合にあっては、当該契約書写し（平成30年2月14日以降に契約しているものに限る）

- ⑫ 2社以上の見積書写し（同一条件のもの）
  - ⑬ 設置予定平面図（貯蔵する油種の記載があるもの）
  - ⑭ 設置予定箇所の現況写真（申請日より、1ヶ月程度以内のもの）
  - ⑮ 申請者の企業規模（中小企業で小売業の場合）が確認できる書類（下記のうち何れか1点、共同グループで申請する場合は、構成員全員（全社）分）
    - ・ 商業登記簿謄本写し（申請時において最新の内容のもの）
    - ・ 給与所得者の源泉所得税領収書（納付書）写し
    - ・ 法人税確定申告書に添付する「法人事業概況説明書」写し
    - ・ 所得税確定申告書第2表写し
    - ・ その他、資本金又は出資の総額或いは、常時使用する従業員の数が確認できる書類
- ※中小企業で卸売業の場合は、卸売業を証明する下記の何れかの書類も必要です。
- ・ 副特約店等との間で交わした「卸売販売契約等写し」
  - ・ 「品質維持計画認定申請書写し」及び当該申請書に添付する「申請前流通経路及び申請後流通証明書並びに品質維持誓約書写し」
- ⑯ 「燃料配送生産性向上・合理化計画」（細則様式第12号）（共同配送する全社（者）分）
  - ⑰ その他、本会が必要に応じて要請する書類

2) 交付決定通知書（石油協会 → 石油組合 → 申請者）

3) 交付決定通知日以降の日付で契約・発注

4) 燃料配送用貯蔵タンク設置（消防完成検査以降の日付で、3社（者）以上で配送地域へ燃料配送、地方自治体による共同グループの場合は2社（者）以上）

5) 実績報告書（申請者 → 石油組合 → 石油協会）

**※実績報告書提出期限：平成31年2月8日（本会着）**

〔実績報告に必要な書類〕各様式は、本会ホームページからダウンロードして下さい

- ① 実績報告書（様式安定供給第10号）
- ② 「注文書」、「注文請書」写し又は「契約書」写し
- ③ 「請求書」写し
- ④ 申請者が代金を支払っていることが確認できる書類（金融機関の「振込依頼書」写し）

**※支払いは、申請者名義で金融機関への振込みとして下さい。**

**※インターネットバンキングで振込みを行った場合は、次のいずれかの書類を添付して下さい。**

- ・ 「振込みの受付書類」及び「振込みの送金結果（振込み日以降の日付であるもの）」写し



・「振込みの受付書類」及び「通帳表紙と取引部分のページ写し（当座支払いであれば、金融機関から送られてくる当座勘定照合明細書写し）」

※小切手払いで行った場合は、「小切手の半券写し」及び「金融機関から送られてくる当座勘定照合明細書写し」

※現金払いの場合は、領収証写し及び現金出納簿等の写し（現金払いした理由を確認する場合があります）

※回し手形による支払は対象外となりますので注意してください。

⑤ 消防法に基づく「危険物貯蔵所設置許可申請」を行った場合は、次の書類（全て消防署等の受領印等のあるもの）

- ・ 所轄消防署等へ申請した「危険物貯蔵所設置許可申請書（構造設備明細、平面図等の添付書類を含む）」写し
- ・ 当該申請に対する「設置許可証」写し
- ・ 当該許可証に対する「完成検査申請書」写し
- ・ 当該申請書に対する「完成検査済証」写し

⑥ 建築確認申請を行った場合は、次の書類

- ・ 「建築確認申請書」写し
- ・ 「完了検査申請書」写し
- ・ 「確認済証」写し
- ・ 「検査済証」写し

⑦ 燃料配送合理化促進支援事業「共同利用・燃料配送」実績報告書（燃料配送用貯蔵タンク申請用）

⑧ 事業承継を行う給油所の要件で申請を行った者で、申請書の提出後に事業承継を行った場合は、品質確保法の「変更登録申請書写し」又は「揮発油販売業承継届出書写し」（経済産業局等の受領印のあるもの）

⑨ 申請時に燃料配送用貯蔵タンクの共同利用に係る業務提携契約書等写しを提出していない場合は、契約書等写し

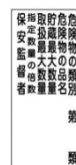
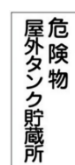
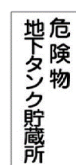
⑩ 設置した燃料配送用貯蔵タンクのカラー写真（日付け入り）

※工事中を含め複数枚の写真を提出して下さい。

※完成後の危険物標識を写して下さい。→

⑪ 取得財産等管理明細表（様式安定供給第19号）

⑫ その他、本会が必要に応じて要請する書類



6) 額の確定通知（石油協会 → 石油組合 → 申請者）

7) 支払請求（申請者 → 石油組合 → 石油協会）

8) 補助金交付（石油協会 → 申請）

## 5. 財産管理について

補助金を受給した申請者は、設置した燃料配送用貯蔵タンクについて、処分制限期間中、次の財産管理を行わなければなりません。

1) 処分制限期間：【新設の場合】15年間

【中古の場合】(国税庁ホームページより)

経過年数	処分制限期間
・上記「新設」の処分制限期間の全てを経過している場合	「新設の処分制限期間(15年間)×20%」の期間
・上記「新設」の処分制限期間の一部を経過している場合	「(新設の処分制限期間(15年間)－経過年数)＋(経過年数×20%)」の期間
<p>○算出した年数に1年未満の端数があるときは、端数は切り捨てます。</p> <p>○算出した年数が2年に満たない場合は、2年とします。</p> <p>&lt;計算例&gt;</p> <p>新設の処分制限期間：15年(経過年数：4年の場合)</p> <p><math>(15年 - 4年) + (4年 \times 20\%) = 11.8年 \rightarrow \underline{11年}</math>(端数切り捨て)</p>	

※上記「処分制限期間」は、本事業における補助金で取得した設備の「財産管理処分制限期間」であり、減価償却する際の耐用年数ではありません。

2) 財産管理にかかる注意点：

燃料配送用貯蔵タンクを本会の許可なく「処分」することは出来ません。  
 万一、処分してしまった場合は、国の規定に基づき算出した額を本会を通じて国に返納しなければなりません。  
 また、本会の承認を得て処分した場合でも、次のような場合は補助金の返納が必要となります。

### 【処分の定義】

- ① 転 用：取得した財産の所有者の変更を伴わない目的外使用
- ② 譲 渡：取得した財産の所有者の変更
- ③ 交 換：取得した財産と他人の所有する他の財産との交換
- ④ 貸付け：取得した財産の所有者の変更を伴わない使用者の変更
- ⑤ 担保に供する処分：取得した財産に対する抵当権、その他の担保権の設定
- ⑥ 取壊し：取得した財産の使用を止め、取り壊すこと
- ⑦ 廃 棄：取得した財産の使用を止め、廃棄処分すること

### 【補助金の国庫返納が必要となる場合】

- ① 処分したことにより収入がある、またはあると見込まれるとき
- ② 処分時点で処分制限期間(15年間)の残りの期間があるとき

3) 財産管理の内容 :

- ①「取得財産等管理台帳」を作成し、保管する。
- ②「取得財産管理明細表」を作成し、毎年度更新する。
- ③燃料配送用貯蔵タンク設置後、本会の求めに応じ、設置した燃料配送用貯蔵タンクにかかる「減価償却台帳」等写し、及び上記②の「取得財産管理明細表」を本会に提出する（その際、直近の配送計画地域への3社（者）以上の燃料配送実績が確認できる書類の提出も必要となります。）。

4) 共同利用・共同配送提携先について

処分制限期間中（15年間）に、補助金を受給して設置したタンクの共同利用や共同配送に係る契約を解除した場合は補助目的外と見なされるため、下記の場合を除き、処分制限期間の残存期間に相当する補助金額の国庫返納が必要となりますのでご注意ください。

【補助金の国庫返納が必要とならない場合】

- ・提携先との契約解除後、新たな先と速やかに契約することにより、3社（者）以上の共同利用・共同配送が維持できる場合。
- ・提携先が廃業等した場合、概ね6ヶ月以内に新たな先との契約により、3社（者）以上の共同利用・共同配送が維持できる場合。その際、提携先の廃業等から3ヶ月後に、現況を本会に報告することが条件。
- ・構成員は、地方自治体による共同グループの場合は2社（者）以上。

## 資源エネルギー庁から消費税の表示方法についてのお願い

### 石油製品店頭価格の消費税表示方法について

消費税は平成26年4月より8%に引き上げられておりますが、その表示方法については、消費税法(昭和63年法律第108号)第63条に規定する総額表示義務の特例として、現に表示する価格が税込価格であると誤認されないための措置を講じているときに限り、税込価格を表示することを要しないもの等(※1)としています。

しかしながら、サービスステーション(SS)における価格表示が主として走行中の車の中にいる者を対象とするとの特性を有することから、一般消費者の価格誤認や流通の現場での混乱を防ぎ、事務負担を軽減する観点から、平成33年3月31日までの特例期間においても、SSにおける価格表示については総額表示としてください。

本内容に関するお問い合わせ先  
資源エネルギー庁石油流通課

「燃料配送合理化促進支援事業」の補助事業に関するお問い合わせは、石油組合又は石油協会にお願いします。

※1 「消費税の円滑かつ適正な転嫁の確保のための消費税の転嫁を阻害する行為の是正等に関する特別措置法」(平成25年法律第41号)第10条